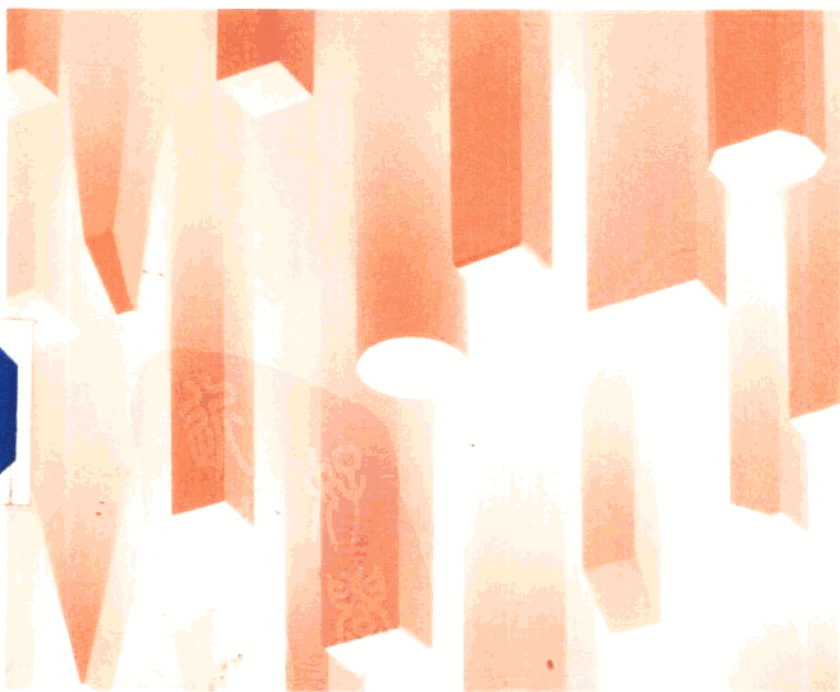


最新 都市計画用語 事典

✧ 都市計画用語研究会 編著 ✧



きょうせい

近年、都市問題の複雑化に伴い、都市計画ならびに建設分野において、新しい考え方や開発手法、制度が数多く創設され、開発・整備が行われています。

一方、高齢化、国際化等社会・経済情勢の急速な進展や価値観の多様化などが進み、都市政策や都市づくりもハード面だけでなく、いわゆるソフト面も含めた幅広いものが求められるようになり、また、この分野の仕事に携わる専門家たちだけでなく、広く市民も都市づくりに関心を持ち、さらに参加するようになってきました。

21世紀まであと数年という今、都市基盤等の良質な社会資本の整備を目指して、都市計画・建設関係の新事業や新制度等が次々に実施されつつあるなかで、従来からの専門用語に加え、数多くの新しい用語も日常的に使用されるようになっていきます。これらの用語は、それぞれの専門書や白書などに解説されていますが、日常の生活や業務のなかで手軽に利用できる解説書が欲しい、という要求に応じて本事典の企画をしたところであります。

都市計画・建設関係の実務に携わる方々はもとより、広く都市問題、都市づくりなどに関心を抱く方々が、本事典を活用することにより、共通の理解と認識を有し、都市づくりを考えるうえで役立つことができるならば、幸いこれに過ぐるものではありません。

平成 5 年 3 月

都市計画用語研究会 代表

前東京都技監・建設局長	大崎 本一
東京都技監・都市計画局長	岡本 堯生
東京都福祉局長	檜垣 正巳

1 編集方針

用語の選定にあたっては、近年、社会・経済の進展に伴い、都市計画・建設関係の新しい用語が数多く使われるようになってきていることから、多岐多様にわたる用語の正しい理解と、適切な活用が必要になっていることにかんがみ、建設、運輸、環境関係の白書類や都市計画、都市整備関係の資料から基礎用語、技術用語、実務用語などを選定するように努めた。具体的には、都市計画・建設関係の法律、行政、経済にかかる用語や道路、公園、河川、建築、住宅にかかる用語などを収録した。「オープンスペース」や「混雑度（率）」と「渋滞度」などのように、取扱機関によって定義の相違するもの、似たような用語で内容の相違するものなどに配慮して説明を行った。また、図・表を効果的に活用して、より正確かつ深い理解に資することとした。

2 内容現在

用語選定や説明内容で引用した参考資料の期限は、平成4年7月現在とし、第123回国会で成立した法令並びに国・自治体等の各種白書、答申、報告書などもできる限り新しいものとした。

3 収録用語数

収録した用語数は、1447項目（索引項目2080項目）である。

4 項目取扱基準

- (1) 五十音順、清音、濁音、半濁音の順に配列した。
- (2) 長音符号「ー」や（ ）書きは配列上無視した。
- (3) 欧語項目のカタカナ表記は、一般の読み方によった。

例：CATV シー・エー・ティー・ブイ ppm ビー・ビー・エム

5 項目の説明・記述基準

- (1) 項目の説明は、常用漢字、現代仮名遣い、送り仮名の付け方によった。
なお、専門用語については、その慣用に従った。

(2) 根拠法令

イ 説明文の本文中で用いる法令名は、初出のものについてはフルネームで示し、以後連続用語の場合は、「同法」「同令」「同規則」などとした。

ロ 説明文中〔 〕内で法令名を示すときは、「法令名略称表」の略称名を用い、以後連続使用の場合は、単に「同」とした。また、条、項、号の記述方法は、条をアラビア数字、項をローマ数字、号を○つきアラビア数字で記載した。

例：都市計画法第8条第1項第8号 → 〔都計8Ⅰ⑧〕

- (3) 当該解説項目と関連がある項目で、他の解説項目を参照することにより、より理解が深まると思われる項目については、当該項目の末尾に「▷」を付し参照項目を明示した。
- (4) 「見よ項目」は、「⇨」の符号で示した。

6 索引の活用

解説項目、文中項目などの検索に役立つ項目をすべて索引として、巻末に五十音順で配列した。

また、「四全総」「ODA」などのように、短縮語・略語が一般的に用いられる用語については、巻末に付録としてその一覧表を掲載した。

法令名略称表

◎各法律の「施行令」「施行規則」は略称のあとにそれぞれ「令」「規」と付した。

<あ行>

安全法	交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法
沿道法	幹線道路の沿道の整備に関する法律
屋外広告	屋外広告物法

<か行>

海法	海岸法
河	河川法
共同溝	共同溝の整備等に関する特別措置法
近畿圏	近畿圏整備法
区画	土地区画整理法
区分所有	建物の区分所有等に関する法律
建基	建築基準法
下水道	下水道法
公水	公有水面埋立法
高速	高速自動車国道法
構造令	道路構造令
公有地拡大	公有地の拡大の推進に関する法律
港湾	港湾法
国土利用	国土利用計画法

<さ行>

災害基	災害対策基本法
砂防	砂防法
収用	土地収用法
首都圏	首都圏整備法
首都圏制限	首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律
首都圏緑地	首都圏近郊緑地保全法
首都公団	首都高速道路公団法
新住宅市街	新住宅市街地開発法
信託	信託法
新都市基盤	新都市基盤整備法
自園	自然公園法

自治	地方自治法
住改	住宅地区改良法
住金	住宅金融公庫法
住計	住宅建設計画法
住都	住宅・都市整備公団法
水道	水道法
水防	水防法
租特法	租税特別措置法

<た行>

多極分散	多極分散型国土形成促進法
宅地供給	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
宅地規制	宅地造成等規制法
大規模小売	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律
地価	地価公示法
地財	地方財政法
地振公団	地域振興整備公団法
地住	地方住宅供給公社法
地税	地方税法
地道公社	地方道路公社法
駐車場	駐車場法
中部圏	中部圏開発整備法
電信電話活用法	日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法
都園	都市公園法
都開	都市再開発法
都計	都市計画法
都市樹木	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
都市緑地	都市緑地保全法
道	道路法
道交法	道路交通法
道整緊措	道路整備緊急措置法
道整特措	道路整備特別措置法

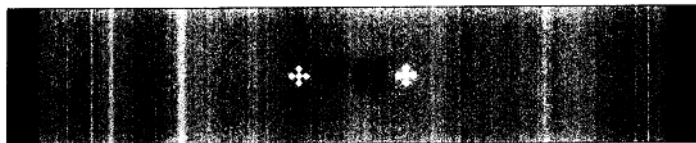
<な行>

農組	農住組合法
----	-------

農地宅地化	特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法
農貸臨	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法
＜は行＞	
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
＜ま行＞	
民	民法
民活法	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法
民執	民事執行法
＜や行＞	
優良宅地開発	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法

都市計画用語研究会

大崎	本一	前東京都技監（建設局長）
岡本	堯生	東京都技監（都市計画局長）
檜垣	正巳	東京都福祉局長
大塚	順彦	東京都都市計画局土地利用計画課長
佐藤	淳一	東京都都市計画局建築指導課長
山崎	俊一	東京都都市計画局多摩道路振興担当課長
佐野	敏昭	東京都都市計画局街路計画課主査
鈴木	昭利	東京都都市計画局多摩東部建築指導事務所主査
森下	尚治	東京都住宅局住環境整備課長
平山	博	東京都住宅局技術開発室主査
生田	育良	東京都多摩都市整備本部副参事
霜田	宜久	東京都多摩都市整備本部企画室主査
北野	耕兵	東京都多摩都市整備本部企画室主査
吉田	安輝	東京都建設局企画室課長
宮崎	藤夫	東京都建設局企画室課長
鈴木	新吾	東京都建設局用地部調整課係長
高橋	良一	東京都建設局道路建設部計画課主査
泉	哲夫	東京都建設局道路建設部関連事業課主査
三浦	隆	東京都建設局道路建設部街路課主任
藤井	俊昭	東京都建設局道路建設部街路課主任
正井	敏嗣	東京都建設局河川部計画課長
飯田有	貴雄	東京都建設局公園緑地部計画課主任
小林	寛治	東京都建設局河川部係長
森	高志	東京都建設局再開発部計画課主査
滝本	正芳	東京都建設局再開発部計画課主任
佐藤	武夫	東京都建設局西多摩建設事務所係長
木暮	亘男	東京都港湾局海上公園課長
室星	健磨	東京都港湾局海上公園課係長
諏訪	勝	東京都下水道局施設計画課主査
出倉	正和	東京都下水道局総合計画課主査
江平	昭夫	東京都下水道局南部第二管理事務所課長
鈴木	健之	都公園緑地管理財団昭和管理センター所長



ISDN アイ・エス・ディー・エヌ

Integrated Services Digital Network デジタル総合サービス網。サービス総合デジタル網（不特定多数の加入者相互間を結ぶネットワーク）ともいう。音声・画像・データなどの多種多様な通信サービスを一元的に提供することをめざした電気通信サービス網のこと。

我が国では、昭和59年 NTT が INS (Information Network System) 構想を打ち出し、東京都の武蔵野市と三鷹市での試行を経て、63年世界で初めてサービスを開始した。

導入後約2年を経て ISDN サービスは、各国ともサービスアプリケーションの多様化、地域の拡大に努めており、ファクシミリ・テレビ・テレビ電話での活用、ファイル転送・データ伝送・音声伝送・VAN (Value-added Network: 付加価値通信ネットワーク) へのアクセス回線としての活用など ISDN アプリケーションを開発しつつある。

ITTO アイ・ティー・ティー・オー 国際熱帯木材機関 こくさいねったいもくばいきかん

アイランドパーク

東京都では、国立公園等の自然公園の保護を図るとともに、市民が自然に親しむ機会を拡大するため、自然公園の整備を進めている。

アイランドパーク (island park) は、富士箱根伊豆国立公園の伊豆七島地区のなかで、神津島の特有な自然や伝統文化などの資源を活かした自然公園の利用拠点施設として、多幸湾集団施設地区に計画しているものであり、体験や探勝を通して学ぶことのできる施設づくりをめざしている。

空き缶プレス機 あきかん ぎ

空き缶の回収の際に、運搬の効率化を図るために、空き缶を潰して容積を減らす機械。足踏み式や電動式などさまざまなタイプがある。

空き缶ポスト・空きびんポスト あきかん ・あきびん

空き缶・空きびんを回収するためのポスト型容器。集合住宅などに設置され、住民が種類別に区分して投入できるようになっている。

アクアパークモデル事業 じぎょう

下水道施設の上部空間は、過密化した都市内では貴重なオープンスペースである。このことから従来からも下水処理場などの上部を公園や広場として整備し、良好な都市景観の形成と都市の防災性の向上、市民の憩いの場になっている。

アクアパークモデル事業は、うるおいのあるオープンスペースの確保に資する

ため、下水道施設の上部を利用した都市公園整備や公園事業における下水資源の活用等、下水施設と公園施設の一体的整備をめざしている。

アクアルネッサンス'90計画 きゅうじゅうけいかく

通商産業省が計画している都市における総合的な水再生利用システム。

「水総合再生利用システム」(アクアルネッサンス'90計画)は、昭和60年度から平成2年度までの6か年間に研究開発費総額約100億円を投じて、研究開発が推進されてきた。

中長期的な水需要の逼迫化、水質汚濁等の対処及び汚濁原因物質の再資源化を図るため、下水、産業廃水等を従来より低廉なコストで処理し、これを再利用し、水処理の際にメタン等を効率的に製造するシステムのことである。

再生水を水洗トイレ、空調、入浴の小川などに利用するだけでなく、水処理施設から出るメタンガスなども冷暖房に利用する。

アクションプログラム こうつうじゅうたいたいさくきんぎょうじつこうけいかく

明渡裁判 あけわたしさいけつ

収用(又は使用)する土地に対する補償以外(建物・工作物等の移転料、営業その他の通常生ずる損失など)の補償と、明渡しの期限等について定める裁判で、権利取得裁判と同時に、その後には裁判によ

って完成する。

この裁判に定められた時期までに起業者が補償金を払い渡すと、その時期がきたとき収用する土地の占有者は、物件を移転し、土地を起業者に明け渡し義務が生ずる。また、その時期がきても物件の移転・土地の明渡しが行われないときは、起業者は知事に行政代執行を請求できる。

▷行政代執行、権利取得裁判、土地収用

明渡裁判の申立て あけわたしさいけつのもうしたて

明渡裁判の申立ては、(権利取得)裁判申請がされた後は、起業者だけでなく、土地所有者・関係人からも直接収用委員会に行うことができ、裁判申請権が起業者に限られているのとは異なっている。

また、既に裁判申請されている場合は、関係人側からもこうした申立てをさせることで、明渡裁判だけの関係人にも、早期に収用による補償額を確定させることができ、結果的に明渡しの時期(収用の時期)が早まることになる。

▷明渡裁判、裁判申請、土地収用

亜酸化窒素(一酸化二窒素、 N_2O)

あさんかちっそ

地球レベルでの排出量は、土壌、海洋や燃料の燃焼等とされているが、定量的な排出量の把握は十分ではなく、未知の排出源がある可能性もある。

大気中濃度は約0.3 ppmと低いが、濃度あたりの温室効果は二酸化炭素の数百倍とされている。

アスベスト

石綿（せきめん又はいしわた）。天然に産するただひとつの鉱物繊維で、クロシドライト、アモサイト、クリソタイルなどの種類があり、それぞれ性質が異なる。引張強度、不燃性、耐熱性、電気絶縁性、耐薬品性、耐摩耗性、親和性などの面で優れた特性をもち、安価で、軽量である。このような特性を活かし、多方面に製品化され使用されている。

例えば、建築物の鉄骨構造材の耐火被覆（昭和40年頃よりセメントと混ぜ、吹付材として多用された）、吹付吸音材、二次製品としては、セメントと混ぜて成型したフレキシブルボード、石綿スレートなどの建材、断熱材、ガスケット、ブレーキライニング、水道管、電気絶縁材などである。このうち建材で70～80%を占めている。

しかし、繊維を多量に継続的に吸入することによって肺気腫から肺がんになる危険性があると医学的に指摘されている。

このため昭和50年、労働衛生の立場から吹付作業に厳しい条件が課され、事実上禁止された。昭和63年には、吹付耐火被覆材は建基上の指定から抹消された。

東京都では、昭和62年から都立施設の吹付吸音材の除去を始めた。

平成元年には、吹付アスベスト除去のマニュアル化、使用抑制、建築現場や除去現場及び作業場からの飛散防止、環境モニタリング、国や業界への働きかけなどを内容とした東京都アスベスト対策大綱を策定した。

新しい「市街地型飛行場」

あたらしい
しがちがたひこうじょう

新しい「市街地型飛行場」とは、住宅などが密集している市街地内あるいは市街地に隣接した飛行場で、空間的にも都市機能の面でも周辺の社会・経済環境や土地利用と一体化して活用される新しいタイプの飛行場である。

圧力式下水道

従来の自然流下による下水道の排水システムと違い、下水に圧力をかけ、処理場又は自然流下の下水道管渠まで圧送するシステムをいう。

この方式の長所としては、①上り勾配の地形であっても適用できる、②管渠を地形に応じて浅く埋設でき、又管径を小さくできるため建設費用が安くなる、③工期が短いこと、があげられる。

一方、短所としては、①ポンプや貯留槽の設置、逆止弁等が多数配置されることにより、維持管理費がかかる。また、故障時の体制を確立しておく必要がある。②自然流下管に比べ、人口増による下水量の増加など地域条件の変化に対する柔軟性が小さいことがあげられる。

アトリウム

温室風の吹き抜け空間のこと。もとはラテン語で古代ローマ時代の住宅建築の中庭つき中央大広間をさす言葉であった。現代では、ホテルや大規模建築物の内部にもうけられている、上部から光を採り入れる形で多層にわたり吹き抜けとなっている広場状の大空間のことをいう。

敷地の有効利用という点からすると効

率が悪く、防災対策上にも工夫が必要となるが、建物内に快適な空間をもうけることにより、建物利用者などに開放感を与える。また、広場内に植え込みを施したり、さまざまなイベントの会場として使用するなど多目的に利用され、やすらぎや広場の楽しさを与えることにもつながる。

アトリウムの形式は、アメリカで発達し、日本では新宿副都心の新宿NSビルが第1号といわれており、最近では、都立東京芸術劇場（豊島区）やショッピングセンター「ア・モール」（港区）などで採用されており、各地のいろいろな建築物にもあいついで採用されている。

アトリウムと類似した建物内の開放的な空間に「ガレリア」がある。ガレリアは、その主な機能として、建物内の歩行に主眼を置いたもので、その形状としては、一般的に細長いものや回廊状になっている。また、ガレリアに面して、ショールーム、店舗等を配置し、歩行者が快適にショッピングなどを楽しめるように工夫を凝らしたものが多く。

ガレリアはイタリア語（galleria）であり、英語でいうところの「ギャラリー（gallery）」のことである。

▷建築物

アーバン・エコロジーパーク

国は第五次都市公園等整備五箇年計画や緑のマスタープランに基づき、都市公園などの整備の推進を図っている。

この計画では、大震災火災時の避難地等として機能する都市公園（防災公園）の整備、広域的なレクリエーション需要に

対応した国営公園等の整備を推進するほか、広場公園、カルチャーパーク、ふれあい公園、カントリーパーク、アーバン・エコロジーパーク、イベントパーク、ふるさと公園、ガーデンパーク、テーマパーク等の各種の都市公園等について、整備の推進を図っていくこととしている。

アーバン・エコロジーパーク（urban ecology park）は、都市において野鳥等の小動物と親しめる自然生態観察のできる都市公園の整備をめざしている。

このアーバン・エコロジーパークは、近年の著しい都市化の進展に伴い、都市内の身近な自然的な環境が年々減少し、また、ここを生息の場とする野鳥、昆虫などが姿を消しつつある現状に対し、都市のなかで野鳥がさえずり、トンボが飛び交う都会のオアシスともいえる質の高い緑地環境を都市公園として整備し、確保しようというものであり、自然とのふれあいを重視した公園である。

アーバンコンプレックスビルディング整備事業

— せいびじぎょう —

この事業は、市街地を複合的・重層的に活用する良質かつ高度な大規模・複合建築物群（アーバンコンプレックスビル）の整備を促進する事業である。

「スカイウェイ」（建物相互を道路上空で結ぶ歩道）・人工地盤等によるビルネットワークの形成、鉄道・自動車専用道路との一体的整備等によって、アーバンコンプレックスビルの整備を行う事業者に対して、融資、貸付けを行う。この融資、貸付けは、①日本開発銀行等の融資、②NTT-Cタイプの二種類がある。

①の日本開発銀行等の融資は、事業主体が民間事業者等に対して行われ、比較的低金利で融資額の人いき資金（融資率40～70%）が融資される。

②のNTT-Cタイプの貸付けは、この事業により整備される、市街地環境、都市機能の向上に資する施設（スカイウェイ、人工地盤等）に対し、無利子貸付を行うものである。

アーバン・スプロール ⇨ スプロール

アーバン・ターミナル・コンプレックス ⇨ 複合交通拠点整備事業
ふくごうこうつうきょてんせいひじぎょう

アーバンデザイン

urban design 住宅地のアメニティ、イメージの向上、他の住宅地との差別化、地域のアイデンティティの確立などのために、建物のサインのデザイン、道路構造等に配慮し、美しい街並みを形成するなど魅力ある都市空間の創出を図ること。

アーバンマネジメント推進モデル事業

この事業は、快適かつ効率的な都市環境を形成するため、総合的な管理、運営等を行い「アーバンマネジメントセンター」などの施設整備を行う事業である。本制度は、快適かつ効率的な都市生活を創造、維持するためには、エネルギー、水、廃棄物処理など主要な都市運営施設全体をとらえ、それらをその時代のニーズに対応して適切に整備・更新し、かつ

管理・運営することが重要であることから、建設省制度要綱により、平成2年度に創設された。

具体的には、地方公共団体、公団、第三セクター等が行うアーバンマネジメント事業費（計画策定費、センター整備費等）の一部に対して、国庫補助金が支出される。

対象地区は、一定期間に集中的・段階的に土地利用の高度化、都市機能の集積が行われると認められる地区で、①首都圏整備法等に規定する既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域、②市街地再開発事業等の広域的な再開発の実施が確実と認められる地区、③おおむね5 ha以上の規模を有する、などの条件に該当しなければならない。

アーバンリフレッシュ促進事業

老朽化などにより機能低下した建築物が集積する都市等の区域において、アーバンリフレッシュ促進計画に従って行われるアーバンリフレッシュビル（建て替えに伴い既存建築物の入居者を一時収容する施設）の整備に関する事業及び機能低下した建築物の建て替えに関する事業。昭和63年8月建設省が定めた制度要綱に基づいて創設された。

アーバンリフレッシュ促進計画は、地方公共団体の策定した「都心市街地更新計画」に基づき、事業者（民間が主体）が関係市区と協議し、建設大臣の承認を受けて定める。

対象地区は、①おおむね5 ha以上の面積であること、②延べ面積が2000㎡以

上で耐用年数の3分の1を経過した建築物が10棟以上存在すること、③空地の不足など市街地整備上の課題を有することである。

都市市街地更新計画の策定に対して国庫補助金が交付されるとともに、アーバンリフレッシュビルの整備に対して日本開発銀行から融資が行われる。

東京都内においては、中央区日本橋兜町で実施されている。

▷日本開発銀行

アミューズメント施設 — レジャ

アミューズメント施設とは、元来、「遊園地等」をさしてきたが、現在はもっと広く解釈され、市民のアメニティを基軸にすえた娯楽施設、レジャー施設を意味している。したがって、その利用圏域もいっそう広いものとなり、施設周辺の住民のみならず、一定の広がりを持つ、いわゆる「テーマパーク」が各地に建設されている。

このため、テーマパーク及びテーマパーク周辺の関連公共施設の整備を計画的、一体的に行い、地域の活性化を推進する「テーマパーク地域総合整備事業」が平成2年度から実施されている。

アメニティ

amenity 「快適環境」と訳される。場所、気候風土、自然、社会環境など人間的な住みやすさの概念であり、その価値を数量化して評価することは難しい。

昭和52年、OECD環境委員会の「日本の環境政策」のなかで、「日本政府は公害との戦いでは勝利をおさめたが、環境

に関する不満を除去することはできなかった。」とし、日本の環境政策の課題は快適環境の実現とした。

こうしたOECDからの一連の指摘を受け、環境庁では「アメニティ研究会」や「快適環境シンポジウム」を開催し、アメニティの概念や環境政策とのかかわりについて検討が加えられた。その結果、昭和59年から新たに「快適環境整備事業」が創設され、市町村における「アメニティタウン計画」に対し補助が行われるようになった。

アメニティ下水道モデル事業 — けすいどう しじょう

都市化の進展や産業の発達等により、水質が悪化したり、流量が減少している都市内の水路（公共下水道雨水渠、都市下水路）に処理水を導入することにより、オープン水路のせせらぎを回復させるものである。

下水処理水を都市内の水路に流下させることにより、下水道施設に新しい機能を付加させ、市民生活をより「アメニティ（快適）」なものとするを目的とする事業である。

昭和60年度に制度が創設された。補助率は、都市下水路10分の4、公共下水道雨水渠2分の1（昭和61～平成3年度）、10分の5.5（昭和60年度）となっている。

アルミ缶リサイクルアクションプラン — ろーかん

アルミ缶のリサイクルのため平成2年度から6年度の間に取り組むべき課題を盛り込んだ行動計画。「アルミ缶リサイ

クル促進連絡会」が策定した。

暗騒音 あんそうおん

あるひとつの音に着目した場合に、その音を停止してもその場所に残っている音を、暗騒音という。

ある音と暗騒音の音圧レベルの差が10ホン以上の場合の合成音は、低音圧の音圧レベルはほとんど影響はないため、高音圧レベルの音となる。

一般には、ある音と暗騒音が合成されてより高い音となるため、騒音測定を行う場合は、暗騒音や反射音などを除いたものである必要がある。

アンダーパス

under-pass 道路及び鉄道が、他の道路や鉄道と交差する場合、その地盤面下を通る立体構造形式。

▷オーバーパス

育成天然林施業 いくせいてんねりんしぎょう

自然に更新した森林に、間伐等の入手を積極的に加えることにより、森林を造成する施業のこと。

異臭味 いしゅうみ

異臭味は、①植物性プランクトンもしくは放線菌などによって生ずる芳香臭、生ごみ臭、土臭、青草臭などと、②硫化水素やメタンなどの還元性の状態から生じてくる成分に由来する腐敗臭、③化学薬品に由来するもので、特に塩素化合物や配管の継手材に由来する油臭など、そして、④金気臭などに分けられる。

異臭味の処理法を大別すると、①反応

性のある臭気成分、又は還元性の有機成分については、酸化による除去（エアレーション法、緩速ろ過法、塩素処理、オゾン処理等）、②安定な微量溶解性有機成分に対しては、活性炭などによる成分の吸着除去の2つになる。

根本的には、発生源における対策が重要である。富栄養化の防止、循環ばっ気法などの有効な対策を立てていく必要がある。

異常渇水 いじょうかつすい

水利権は原則として過去10年間の第一位年の渇水流量（基準渇水流量）を基準として許可される。この10年間に1度程度生ずる渇水より厳しい渇水が発生した場合、これを異常渇水とよんでいる。

異常渇水の場合は、すべての水利使用者の必要水量を満たすだけの河川の流量がなくなるので、河川法においては、渇水時における水利使用の調整に関する規定において、所要の調整手続を定めている〔河53〕。

1号委員 いちごういん ⇨ 市街地再開発審査会 しがいちさいかいはつしんさかい

一次処理 いちじしり

下水処理の程度を表す言葉で、下水中の沈降性及び浮遊性汚濁物質である砂や粗いごみなどを除去する処理をいう。

下水処理場においては、スクリーン、沈砂池、最初沈殿池が一次処理を行う施設である。しかし、今日の下水処理場は、生物学的な処理方式である二次処理を標準的に整備しており、一次処理は二次処

理の前処理として行なわれる。

一次処理と同じように下水処理の程度を表す言葉に「簡易処理」があるが、簡易処理は処理水質の程度（簡易処理の場合は、沈澱法によって得られる処理水質）を分類するのに対し、一次処理は下水処理場における処理プロセスの位置による分類を表す。二次処理、三次処理もその延長上の概念。

▷三次処理、二次処理

位置指定道路 いちしていどうろ ④ 道路位置指定 どうろいちしてい

一団地の官公庁施設 いちだんちのかんこうちようしせつ

都市計画法に基づく都市施設の一つで、一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに付帯する通路その他の施設をいう〔都計11Ⅸ⑨〕。

これは、これらの施設を利用する市民の利便、官公庁間の連絡の便、土地の高度利用、更に都心部の都市美形成などを図ることを目的としたものである。

一団地の官公庁施設の区域内において、官公庁施設以外の建築物を建築しようとする者は、知事の許可が必要となる〔同53Ⅰ〕。

立法、司法、行政の各機関に属する官公庁施設をそれぞれの機能に応じて集中配分し、公衆の利便と公務能率の増進、建物の不燃化及び土地の高度利用を図るため、昭和33年12月、国会議事堂を中心とする霞が関地区約101 haに計画を決定し、現在整備が進められている。

一団地の住宅施設 いちだんちのじゅうたくしせつ

都市計画法に基づく都市施設の一つで1 ha以上の一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに付帯する通路などの施設をいう〔都計11Ⅸ⑩〕。

これは、良好な住環境を有する住宅の集団的建設とこれに付随する公共・公益施設の総合的な整備を図ることを目的としたものである。

一団地の住宅施設に都市計画決定されると、建築基準法に規定する総合的設計による一団地の建築物としての取扱いを受けることができ、また、第一種及び第二種低層住居専用地域においては、容積率、建ぺい率、外壁の後退距離及び建築物の高さについて別途定めることができる〔建基86Ⅷ〕。

東京都内では、平成2年5月末現在、光が丘団地（練馬区、板橋区）など155か所、1869.6 haの地区が都市計画決定されている。

▷公益施設、公共施設、総合的設計、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域

一級河川 いっきゅうかせん

河川法が適用される河川のうち、政令で国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に属するとの指定を受け、更に建設大臣から名称及び区間を明示して指定されたものをいう〔河4Ⅰ〕。

建設大臣が、上記の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ河川審議会及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならず〔同4Ⅱ〕、

一級河川の指定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議し、河川審議会及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない〔同4Ⅲ〕。

一級河川の管理は、建設大臣が行うのを原則とする〔同7・9〕が、建設大臣の指定する区間（指定区間）内の一級河川の管理は、その一部を都道府県知事に委任できる〔同9Ⅱ〕。

一級河川の管理に要する費用は、国が負担するのが原則である〔同59〕が、特例〔同60〕により都道府県も一部負担する場合が多い。

▷二級河川

一酸化炭素（CO） いっさんかたんそ

石油、重油、ガソリンなどの化石燃料が不完全燃焼によって発生する無色無臭のガス。血液中のヘモグロビンと結合し、酸素を供給する能力を阻害し、頭痛、吐き気、めまい、全身倦怠などの症状が現れる。一酸化炭素に十分な酸素を与えて燃焼させると二酸化炭素となる。

▷二酸化炭素（CO₂）

一点集中型都市 いってんしゅうちゅうがたとし

官庁、金融機関、事務所などの業務施設やデパート、専門商店街、各種娯楽施設等のいわゆる都心型の機能が一点に集中している都市。

通常、自然的に都市が発達する場合、既存の市街地を中心として同心円状に発達し一点集中型都市を形成する。しかし、都市の規模が一定程度拡大すると、一点集中型都市においては、業務機能の集中による都心部の人口空洞化、土地需給の

逼迫に起因する地下高騰、交通渋滞の慢性化による交通機能のマヒなどの問題が顕在化する。

こうした事態を改善するため、副都心を育成して、都心部に集中している商業・業務機能を分散するなどして、一点集中型都市から多心型都市へ転換を図る方策がとられる。

▷多心型都市、副都心

一般環境大気測定局 いっぱんかんきょうたいいきそくていきょく

大気汚染状況や気象について常時観測を行っている測定局で、自動車排出ガス測定局を除いた局。

大気汚染防止法22条により、都道府県知事は大気汚染状況を常時監視するよう定められている。

測定項目としては、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化窒素、光化学オキシダントなどがある。

東京都環境保全局の所管の施設としては、平成2年現在で東京都内には、区部20か所、多摩15か所が設置されている。

▷自動車排出ガス測定局

一般競争入札 いっぱんきょうそうにゅうさつ

地方自治法234条で定める地方公共団体の契約締結の方法のひとつ。契約締結に必要な条件を一般に公告し、不特定多数の者が、入札することによって競争させ、そのうちで地方公共団体にとって最も有利な条件を提示した入札者と契約を締結する方法である。

一般競争入札はだれでも参加できると